

忠岡町生活援助サービス従事者養成研修のご案内

忠岡町では、平成29年4月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業の忠岡町独自の緩和された基準の訪問型サービスA等の従事者の養成研修を開催します。

1. 日時

- 1日目 令和元年11月21日（木）午前9時30分から午後5時00分
（受付は午前9時15分から）
- 2日目 令和元年11月22日（金）午前9時30分から午後5時00分
（受付は午前9時15分から）
- （修了には、2日間（合計12時間）の出席が必要です。）

2. 場所

忠岡町役場 3階 研修室1, 2（忠岡町忠岡東1丁目34番1号）

3. カリキュラム（※変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。）

	科目名等	内容例
1 目 目	オリエンテーション (9:30~9:40)	
	職務の理解 (9:40~11:40)	●介護保険制度●多様なサービスの理解●仕事内容や働く現場の理解●介護職の役割、専門性と多職種の連携
	老化の理解 (12:40~13:40)	●老化に伴うところとからだの変化と日常●高齢者と健康
	認知症の理解 (13:50~15:50)	●認知症を取り巻く状況●認知症の基礎と健康管理●認知症に伴う変化と日常生活●家族への支援
	介護におけるコミュニケーション 技術(16:00~17:00)	●介護におけるコミュニケーション
2 目 目	介護における尊厳の保持、介護の 基本(9:30~12:40)	●人権啓発に係る基礎知識●人権と尊厳を支える介護●介護職の職業倫理●自立に向けた介護
	生活支援技術 (13:40~15:40)	●生活援助に関する基礎知識と生活支援(生活歴、価値観の理解)生活援助のポイント(調理、洗濯、掃除等)
	終了評価と振り返り (15:50~16:50)	●終了評価と振り返り(筆記試験あり)
	終了式(16:50~17:00)	

4. 受講対象者

訪問型サービスA等に従事する意思のある方で、忠岡町内に居住し、かつ、住所を有する方、または、忠岡町内に存する介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業を実施する事業所に従事する方（予定を含む。）

※介護福祉士、初任者(実務者)研修修了者、看護師、准看護師は、受講いただかなくても訪問型サービスAに従事いただけます。

5. 定員 20名（先着順）

6. 受講料 無料

7. 申し込み方法

受講申込書を記入の上、FAXまたは窓口にて直接申し込みください。

FAX番号：0725-22-1129（高齢介護課）

8. 申込期限

令和1年10月31日（木）まで

9. その他

○受講申し込み後の受講決定通知は行いません。申し込み多数による定員超過の場合のみ連絡いたします。

○本研修を修了されたかたには、終了証書を交付します。

○研修当日は、本人確認のための身分証明書等をご持参ください。

【例】①運転免許証②健康保険証③パスポート④マイナンバーカードなど

○この研修は、就労を保証するものではなく、就労の資格を取得するものです。

○本研修会へのお越しの際は、駐車台数に限りがありますので、お車でのご来場は、なるべくお控えください。

10. 問い合わせ

忠岡町健康福祉部高齢介護課

電話 0725-22-1122（内線205）